

|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回<br>覧 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## 地域計画（案）へのご意見を受け付けています

湯前町では、農地を次世代に引き継ぐため、10年後誰がどの農地を耕作するのか、また耕作できない農地はどこかを示した目標地図を含めた、10年後の農地利用の方向性を示した地域計画（案）を作成しました。

利害関係者で地域計画（案）に対して意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに湯前町に意見書を提出することができます。

※利害関係者に該当する方は以下の通りです。

- ・農用地の出し手や受け手
- ・地区の農用地などを借り受ける意向のある者
- ・協議の場に参加した者



### 1. 地域計画（案）の縦覧期間

令和7年3月12日（火曜日）から令和7年3月25日（火曜日）

### 2. 地域計画（案）への意見書提出期間

令和7年3月12日（火曜日）から令和7年3月25日（火曜日）

### 3. 地域計画（案）の縦覧場所

湯前町役場 農林振興課及び農業委員会  
湯前町公式ホームページ

### 4. 意見書の提出について

#### （1）意見書の提出場所

湯前町役場 農林振興課

#### （2）意見書の提出方法

書面により、持参または郵送の方法で提出してください。

※郵送による提出期限は、消印が縦覧期間満了日までのものとします。

#### （3）意見書提出に当たっての注意事項

- ・意見書の様式は任意とします。
- ・意見書には、提出年月日、地区名、氏名、住所、電話番号を記載してください。
- ・電話での受付、期限を過ぎての意見書提出はできません。
- ・意見書は、地域計画(案)の内容に対する意見のみ記載してください。

